

介護老人保健施設 みしゅくケアセンター わか葉
通所リハビリテーション（介護予防通所リハビリテーション） 運営規程

（事業の目的）

第1条 医療法人社団榮紀会が開設する介護老人保健施設みしゅくケアセンターわか葉（以下「当施設」という。）において実施する通所リハビリテーション（介護予防通所リハビリテーション）の適正な運営を確保するために人員及び管理運営に関する事項を定め、要介護状態（介護予防通所リハビリテーションにあつては要支援状態）と認定された利用者（以下単に「利用者」という。）に対し、介護保険法令の趣旨に従って、通所リハビリテーション（介護予防通所リハビリテーション）計画を立て実施し、利用者の心身の機能の維持回復を図ることを目的とする。

（運営の方針）

第2条 当施設では、通所リハビリテーション（介護予防通所リハビリテーション）計画に基づいて、理学療法、作業療法及び言語療法その他必要なりハビリテーションを行い、利用者の心身の機能の維持回復を図り、利用者が可能な限りその居宅において、自立した日常生活を営むことができるよう在宅ケアの支援に努める。

2 事業の実施に当たっては、居宅介護支援事業者（介護予防支援事業者）、その他保健医療福祉サービス提供事業者及び関係市町村と綿密な連携を図り、利用者が地域において統合的サービスの提供を受けることができるよう努める。

（施設の名称及び所在地等）

第3条 当施設の名称及び所在地は、次のとおりとする。

- (1) 施設名 介護老人保健施設 みしゅくケアセンターわか葉
- (2) 所在地 裾野市御宿 1475-1
- (3) 電話番号 055-997-8181
FAX 番号 055-997-8302
- (4) 介護保険指定番号 2251480022

（従業者の職種、員数）

第4条 当施設の従業者の職種、員数は、次の通りであり、必置職については法令の定めるところによる。

- (1) 医師 1人
利用者の病状及び心身の状況に応じて、医学的管理を行う。

- (2) 看護職員・介護職員 5人以上
看護職員は、医師と協力して利用者の医学的管理を行う。
介護職員は、サービスの提供にあたり利用者の心身の状況等を適確に把握し、利用者に対し適切な介護・指導・相談及び援助を行う。
- (3) 理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士
上の内数として1人以上
リハビリテーション訓練に関する業務、実施記録等の作成を行う。

(営業日及び営業時間)

第5条 事業所の営業日及び営業時間は、次のとおりとする。

- (1) 営業日 月曜日～土曜日 但し12月30日～1月3日を除く
- (2) 営業時間 提供時間帯 9時45分～16時
延長サービス時間 8時30分～9時30分
16時～17時 とする。

(利用定員)

第6条 利用定員数は、45人とする。

(事業の内容)

第7条 通所リハビリテーション（介護予防通所リハビリテーション）は、（介護予防にあつては介護予防に資するよう、）医師、理学療法士、作業療法士、及び言語聴覚士等リハビリスタッフによって作成される通所リハビリテーション（介護予防通所リハビリテーション）計画及びリハビリテーション実施計画書に基づいて、理学療法、作業療法及び言語療法その他必要なリハビリテーションを行う。

- 2 通所リハビリテーション（介護予防通所リハビリテーション）計画に基づき、入浴介助、食事の提供、居宅及び施設間の送迎を実施する。
- 3 栄養改善サービス
- 4 口腔機能向上サービス

(利用者負担の額)

第8条 利用者負担の額を以下のとおりとする。

- (1) 保険給付の自己負担額を、重要事項説明書に記載の料金により支払いを受ける。
- (2) 食費、日用品費、教養娯楽費、基本時間外施設利用料、おむつ代、区域外の場合は送迎費、その他の費用等利用料を、「介護保険外請求明細について」に記載の料金により支払いを受ける。

(通常の事業の実施地域)

第 9 条 通常の事業の実施地域は、裾野市・御殿場市・長泉町全般の各地域とする。

(サービス利用にあたっての留意事項)

第 10 条 施設利用中の食事は、特段の事情がない限り施設の提供する食事を摂取いただくこととする。食費は第 8 条に利用料として規程されるものであるが、同時に、施設は第 7 条の規程に基づき利用者の心身の状態に影響を与える栄養状態の管理をサービス内容としているため、食事内容を管理・決定できる権限を委任いただくこととする。

(非常災害対策)

第 11 条 消防計画及び風水害、地震等の災害に対処する計画を策定し、年 2 回の消防訓練及び避難、救出訓練を実施する。非常時は消防署との直通回線有り。非常用滑り台、階段、消火器、屋内消火栓等を備え、設備定期点検を実施する。また、近隣との協力関係を結ぶ。

(虐待防止のための措置に関する事項)

第 12 条 虐待の発生またはその再発を防止するため、委員会の設置、指針の整備、研修を実施し、担当者を定めるものとする。

(事故防止のための措置に関する事項)

第 13 条 事故の発生またはその再発を防止するため、委員会の設置、指針の整備、研修を実施し、安全対策部門を設置するとともに、担当者を定めるものとする。

(ハラスメント防止のための措置に関する事項)

第 14 条 ハラスメントの発生またはその再発を防止するため、指針の設備を行うとともに、研修を実施し、その他必要な配慮を行う。

(その他運営に関する留意事項)

第 15 条 この事業所は、職員等の質的向上を図るための研修の機会を次のとおり設けるものとし、又、業務体制を整備する。

(1) 採用時研修 採用後 1 か月以内

(2) 継続研修 月 1 回

2 従業者は、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持する。

- 3 従業者であった者に、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、従業者でなくなった後においても、これらの秘密を保持させるべき旨を、従業者との雇用契約の内容とする。
- 4 この規程に定める事項のほか、運営に関する重要事項は医療法人社団榮紀会の管理者が定めるものとする。

附則

この運営規程は、令和4年6月1日から施行する。